

令和5年度 第5回 京都市高齢者施策推進協議会 摘録

日 時 令和6年2月29日（木）午後5時00分～午後6時15分

場 所 Zoomによるオンライン開催

出席委員 福富会長、麻田委員、荒川委員、内山委員、奥野委員、奥本委員、加藤委員、河合委員、川添委員、北川委員、源野委員、児玉(賢)委員、児玉(直)委員、清水(紘)委員、清水(美)委員、竹内委員、田中委員、中川委員、中村委員、橋元委員、檜谷委員、平田委員、平野委員、牧 委員

欠席委員 谷口副会長、岩井委員、荻野委員、山岡委員

事務局 谷利局長、米津部長、阪本室長、藤田部長、遠藤課長、菅野課長、平田課長、木下課長、岡課長、田賀課長

（開会）午後5時00分

<司会>米津部長

<開会あいさつ>谷利局長

<委員、事務局の紹介>米津部長

<会議成立の報告>米津部長

<協議事項>

第9期京都市民長寿すこやかプランの最終案について

<事務局説明>

資料1 第9期京都市民長寿すこやかプランの最終案に係る各ワーキンググループでの主な意見について

資料2 第9期京都市民長寿すこやかプラン最終案について

資料3 第9期京都市民長寿すこやかプラン（案）に対する市民意見募集の結果について

別 紙 第9期京都市民長寿すこやかプラン（案）に対する御意見・御提言に係る本市の考え方について

<意見交換・質疑>

（清水(美)委員）

プラン冊子71ページの「重層的支援体制」について、口頭で詳しく説明していただいたので、理解できましたが、一般市民にもわかりやすいよう、具体的なケースを記載していただけたらと思います。

（遠藤課長）

複合的な課題のケースは様々ございますので、記載方法については検討させていただきます。

(中川委員)

資料3別紙の御意見 No. 28 について、数値目標が達成できなかったことに対する原因分析の記載箇所として、コラムを案内されていますが、冊子中にも「○番のコラム参照」等と記載していただくとわかりやすいと思いました。

(遠藤課長)

わかりやすい記載となるよう、最終段階で調整させていただきます。

(内山委員)

プラン冊子74ページについて、介護保険料の決定方法は大変複雑ですので、簡潔に要点を御説明願えませんか。

(菅野課長)

まず、保険料には基準額が第5段階として設定されております。第4段階では基準額の0.9倍、第3段階では0.685倍となります。逆に第6段階では1.1倍となります。このように保険料は段階ごとに設定されています。

所得については、本人と世帯の区別があり、市民税の課税状況で判断されます。第3段階までは本人と世帯員が非課税の場合、第4段階と第5段階では本人が非課税であっても世帯内に課税者がいる場合、第6段階以上では本人が課税者の場合に分かります。第1段階から第5段階までは非課税の方々です。所得段階は、年金収入と年金を除いた合計所得金額の合計額で判定します。

委員がおっしゃった第5段階については、年金収入と年金以外の合計所得が80万円を超えているかどうかで判断します。

(内山委員)

保険料の段階ごとに所得の幅がありますので、第5段階の基準額と、例えば第8段階(所得190万円超400万円未満)における負担率の幅を示すとイメージしやすいのではないのでしょうか。

(菅野課長)

よりわかりやすい記載方法については、研究しておりますが、現状ではこのとおりとさせていただきますと考えております。今後もより良い表現方法を考えていきたいと思っております。

<協議事項>

令和6年度介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定等について

<事務局説明>

資料4 短時間型デイサービスにおける短期集中予防プログラムについて

資料5 令和6年度介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定等について

<意見交換・質疑>

(麻田委員)

介護報酬改定の中で、事業所が柔軟に対応しやすい幅広いアプローチをしていただいて大変ありがたく思います。その中でも、短期集中運動型デイサービスについては、効果が明確になってきていますが、制度を活用し切れないという課題もありました。新しい制度を作っていたので、現場の方々が利用しやすくなるよう、当会としても早く知ってもらえるように協力したいと思っています。

加算算定終了後1年間再算定できないという期間もありますが、基本的には既存のサービスへ引き継いでいくことが重要だと考えています。

(源野委員)

資料5の3ページについて、介護予防ケアマネジメントの報酬改定により、地域包括支援センターから再委託された場合、新しい単価を設定するとの説明を受けましたが、現在は全ての介護予防マネジメントの管理は、地域包括支援センターで実施しており、報酬の請求も包括がしておりますが、その手法は変わらないという認識でよいでしょうか。直接、居宅介護支援事業所でケアマネジメントから報酬請求までは実施しないと思っておりますが、確認させてください。

(菅野課長)

総合事業のみを利用する方の介護予防ケアマネジメントは、令和6年度以降も地域包括支援センターに担当していただくことは変わらず、直接居宅介護支援事業所が行うわけではありません。そのため、再委託する場合と書かせていただいております。注意していただきたいのは、介護予防給付と総合事業は別のものであり、本日説明したものは総合事業だけを利用する方のケアマネジメントについてです。介護予防給付と総合事業の両方を利用する方や、介護予防給付だけを利用する方については、これまでは地域包括支援センターだけがケアマネジメントを行っていましたが、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて行うことができるようになりました。つまり、介護予防給付を受けている要支援の方のケアマネジメントについては、引き続き地域包括支援センターとの連携等の関与は残るものの、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所も直接行うことができ、報酬も当該事業所に直接支払われます。一方で、本日説明させていただいた総合事業のみを利用する方のケアマネジメントについては、引き続き地域包括支援センターで行い、報酬も当該地域包括支援センターが請求いただくこととなります。ただし、実情としては、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に再委託する場合があります。

(源野委員)

現在は要支援認定を受けた方については、地域包括支援センターへ連絡が来て、地域包括支援センターがサービス内容を考え、居宅介護支援事業所への委託もしながら、全ての報酬を請求し、その手間の部分を居宅介護支援事業所に支払う仕組みです。今の御説明だと、総合事業については変わらないが、介護予防給付については、地域包括支援センターは要支援認定を受けた方の情報を把握する仕組みが継続され、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に依頼するというのでしょうか。あるいは、地域包括支援センターが知らない間に京都市が指定した居宅介護支援事業所が直接実施するものになるということでしょうか。そうすると、直接居宅介護支援事業所が支援する方は、地域包括支援センターは把握しないということなののでしょうか。居宅介護支援事業所との連携や居宅介護支援事業所を探すことは、これまで地域包括支援センターがやってきたことなので、そこがどうなるのかということを心配しています。包括協にも連絡しましたが、まだ認識されていないようですので、早急に丁寧な説明をしていただけるとありがたいです。

(菅野課長)

制度改正については、包括協の皆様へはまだ御説明ができておりませんが、令和6年4月の改正前、施行前にしっかりと御説明させていただきます。連携の重要性ということも京都市として認識しておりますので、そちらもしっかりとできるような仕組みを講じてまいりたいと考えております。

(内山委員)

まず一つ目は介護報酬に関して、国の社会保障審議会が訪問介護の報酬減額を勧告していますが、これは賃金引き下げ、時間賃金の引き下げです。「介護事業経営実態調査」の全国平均の数値で訪問介護の収支差率が7.8%のプラスであることがその理由とされています。しかしそれは、サ高住等の同一建物での訪問介護のウェイトが高い場合、その収益率が黒字になるためです。この点について、京都市の場合は訪問介護の収支率は黒字なのか赤字なのか、具体的な数値はわかりませんか。小規模事業所の訪問介護は決して黒字ではないので、訪問介護の抑制になると福祉団体や著名な学者が代表の女性団体等が反対声明を出しています。訪問介護は自立支援を助けるものであり、施設入所などに比べてコストは小さいですから、この点からも深刻な問題だと思います。

もう一つは、介護人材の確保が難しい原因に関して、介護報酬や介護の現場で働く人の賃金、収入が低いことが大きな要因と指摘されています。ワーキンググループでも、京都市独自に報酬単価に定額を上乗せすることを提案しましたが、難しいとの回答でした。しかし、財政的な難しさは理解できるものの、地方自治の本旨から不可能ではありません。介護報酬の引き上げによって人材確保につながることはもちろん重要ですが、訪問介護の充実で、自宅での自立的な生活を促進することは長期的に財政負担を軽減させますので、御検討いただけないでしょうか。

(菅野課長)

訪問介護事業所の収支差率について、京都市独自の実態調査をしているかという点ですが、本市においては実施しておらず把握しておりません。訪問介護の報酬減額について、御指摘をいただきましたが、総合事業については、市町村の裁量があるものの、介護保険制度全般として、全国一律の制度であるため、国の判断は重要であると考えております。今後も介護保険制度が持続可能な制度となるよう、しっかりと国の動きも注視してまいりたいと考えております。

(内山委員)

京都市においても、介護事業経営実態調査を実施しているのであれば、そこから把握できないのでしょうか。

(菅野課長)

あくまで国の事業として実施されている調査ですので、本市としては把握しておりません。

(内山委員)

国のデータから京都市分だけ抽出できないのでしょうか。今すぐの回答は求めませんが、京都市分の数字がわかるとよいと思います。

(以上)